

平成 30 年度 大成建設外国人留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、大成建設株式会社のご支援により、「平成 30 年度大成建設外国人留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

国内の少子高齢化による人口減少など、建設業の担い手不足が大きな課題となるなか、本奨学金は、日本との懸け橋として活躍する次世代建設技術者の人材育成をより一層強化することを目的とする。

2. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である大成建設株式会社(以下「寄付者」という。)は、「人がいきいきとする環境を創造する」というグループ理念のもと、安全で快適な生活環境の整備を通じて、社会の持続的発展に貢献することを企業活動の大きな目的とされている。そのために、確かな技術を次世代に残し、さらに発展させてゆけるグローバル人材の育成を願い、本奨学金へ資金を提供された。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 平成 30 年 4 月現在、日本国内の大学(以下「大学」という。)学部又は修士課程に正規生として在籍する私費外国人留学生。大学は寄付者と協議の上選定した指定校制とする。
- (2) ベトナム又はインドネシアの国籍を有し、在留資格が「留学」である者。
- (3) 工学分野のうち、建築、土木、機械、電気のいずれかの分野を専攻し、将来、建設業界において日本と出身国の間の技術交流に貢献したいという意欲のある者。
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 本奨学金の受給期間中、他の奨学金を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]
- (7) 日本語による面接が可能な者。
- (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4. 採用人数

4 名程度

5. 支給内容

月額奨学金 150,000 円

6. 支給期間

平成 30 年 4 月より、各課程・学年における標準就業年限まで。なお、学部は最長 4 年間、修士課程は最長 2 年間。(但し、学部卒業後、同じ大学の修士課程に進学する場合、選考により継続を認める場合がある。)

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3 に挙げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8. 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式1。) 1通
- (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
- (3) 推薦書(別紙様式2。推薦理由は、指導予定の教官等が記入すること。) 1通

9. 応募・推薦書類の提出期限

平成 29 年 11 月 24 日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、書類審査及び面接(面接は平成 29 年 12 月下旬予定。)により、受給者を決定する。結果は、平成 30 年 2 月中を目途に大学を通じて通知する。

11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合には大学を通じて遅滞なく本協会へ届け出なければならない。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合には、大学在籍中は大学を通じて、大学後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (4) 本奨学金を受給した者は、大学卒業後自身の進路について、所定の様式により大学を通じて本協会へ報告しなければならない。
- (5) 受給者は本協会又は寄付者の要請に応じ、インターンシップ・交流会等への参加及びアンケート等への回答をしなければならない。

13. 奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ休止又は終了する。

14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13. に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金による採用決定前に他の奨学金の採用が決まった場合、大学を通じて速やかに本協会へ通知しなければならない。また、本奨学金による採用決定後は、本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。

15. 個人情報の取り扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12 階
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以上